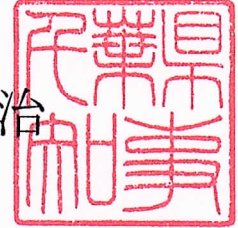


平成30年 5月15日

(株) 匠工務店

日高 正一郎 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

平成30年 3月 9日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	千葉県知事	許 可 (般 - 30) 第 40955 号
許 可 の 有 効 期 間	平成30年 5月 6日から平成35年 5月 5日まで	
建 設 業 の 種 類		

大工工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成35年 4月 5日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

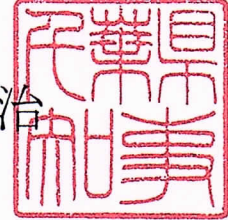
建不第 / 号の 6-30

平成30年 5月14日

(株) 匠工務店

日高 正一郎 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

平成30年 3月 9日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	千葉県知事 許可(般-30) 第 40955号
許可の有効期間	平成30年 5月15日から平成35年 5月14日まで
建設業の種類	
土木工事業 舗装工事業 水道施設工事業	石工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成35年 4月 14日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)